

厚木市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

(趣旨)

第1条 この基準は、厚木市契約規則(平成14年厚木市規則第33号)第19条の規定に基づき、厚木市が発注する物品の買入れ及び製造請負の指名競争入札参加者(以下「参加者」という。)の指名基準について、必要な事項を定めるものとする。

(指名基準)

第2条 参加者の指名に当たっては、次に掲げる事項について判断するものとする。この場合において、その判断は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営及び信用の状況
- (3) 受注状況
- (4) 納入実績等
- (5) 地理的条件
- (6) 契約の内容に適した専門性及び技術的適性
- (7) その他契約に対する履行能力

(市内業者の育成等)

第3条 指名に当たっては、契約の適正な履行の確保ができる範囲内において、地域産業の振興を図るため、市内有資格業者の優先的指名に配慮するとともに、中小業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当する業者をいう。)の受注機会の確保に配慮するものとする。

(指名数)

第4条 参加者の指名数は、次の各号に掲げる設計金額に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、指名を受けた者が辞退した場合は、追加の指名は行わないものとする。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 3万円以上80万円以下 | 3人以上 |
| (2) 80万円を超え300万円未満 | 5人以上 |
| (3) 300万円以上2,000万円未満 | 8人以上 |
| (4) 2,000万円以上 | 10人以上 |

2 前項の規定にかかわらず、同項の指名数を確保することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

(災害時等の指名)

第5条 災害時又は緊急の必要による物品の買入れの指名等、特に必要があると認められるときは、前2条の規定にかかわらず、過去の納入状況、物品等の保有状況等勘案して指名することができる。

附 則

この基準は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

判断事項	判断基準
1 不誠実な行為の有無	<p>1 次に掲げる場合は、指名しないこととする。</p> <p>(1) 厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置期間中である場合</p> <p>(2) 本市発注契約案件について、契約書等に基づく当市職員の指示等に従わないことなど契約の履行が不誠実であること。</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、不誠実な行為がある者</p>
2 経営及び信用の状況	<p>2 経営状況が著しく不健全であると判断される場合は、指名しないこととする。</p>
3 受注状況	<p>3 現在の本市発注契約の状況を総合的に勘案し、指名が偏らないように配慮する。</p>
4 納入実績等	<p>4 本市発注契約等の前々年度、前年度及び現年度における納入実績を総合的に勘案する。ただし、特殊な物品又は重要物品の調達等においては、官公署等での納入実績、経営規模、信用度、納入後の保守管理等を総合的に勘案する。</p>
5 地理的条件	<p>5 地理的条件の取扱いは、原則として次に掲げる順位によるものとする。</p> <p>(1) 市内業者（本社の所在地を市内に有する法人及び市内に営業の本拠を有する個人をいう）</p> <p>(2) 準市内業者（市内に支店又は営業所等を有する法人をいう）</p> <p>(3) 市外業者（前2号以外のものをいう）</p>
6 契約の内容に適した専門性及び技術的適性	<p>6 本市発注契約の履行に当たって、必要とする特殊な技術及び設備を有し、かつ、発注契約と同種の営業種目について登録業種順位が高い者を優先して指名することができる。</p>
7 その他契約に対する履行能力	<p>7 契約の性質又は目的から、本市発注契約の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可等を必要とする場合は、当該許可、認可等を受けていること。</p>